

# 消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされる者について

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成 26 年法律第 71 号)附則第3条において、以下の条件をすべて満たす人は、消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされています。

1 平成 28 年4月1日時点で、以下のいずれかの資格を保有している

- (1)消費生活専門相談員(独立行政法人国民生活センター)
- (2)消費生活アドバイザー(一般財団法人日本産業協会)
- (3)消費生活コンサルタント(一般財団法人日本消費者協会)

2 以下のいずれかに該当する

- (1)平成 23 年4月1日から平成 28 年4月1日までの間で、対象事務(※1)に通算1年以上従事した経験があること
- (2)平成 28 年4月1日以前において、対象事務に通算1年以上従事した経験があり、内閣総理大臣の指定する者(※2)が令和2年度までに実施した講習会(指定講習)を受講し、修了していること

(※1)対象事務

- ①地方公共団体における消費者生活相談の事務
- ②消費者団体における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- ③事業者における当該事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- ④国の行政機関又は独立行政法人における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- ⑤これら(①～④)と同等以上のものとして消費者庁長官が指定するもの

公益財団法人日本クレジット カウンセリング協会	公益財団法人日本クレジット カウンセリング協会にお ける多重債務に関する消費者からの相談の事務
一般社団法人全国銀行協会	全国銀行協会相談室における銀行取引に関する消費者からの相談・苦情に係る事務
公益社団法人日本訪問販売 協会	公益社団法人日本訪問販売協会における公益社団法人日本訪問販売協会の会員等が行う訪問販売取引等に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
日本貸金業協会	日本貸金業協会における貸金業に関する事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務

(※2)内閣総理大臣の指定する者

- ①公益社団法人全国消費生活相談員協会
- ②一般財団法人日本産業協会
- ③一般財団法人日本消費者協会